障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関連条例の規定整備について

☞**以下の条例で引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。**

〇中央区事務手数料条例（昭和33年３月中央区条例第８号）
〇中央区立知的障害者生活支援施設条例（平成16年３月中央区条例第５号）
〇中央区立知的障害者グループホーム条例（平成４年３月中央区条例第７号）
〇中央区立福祉センター条例（昭和57年10月中央区条例第33号）

内　容

1 趣 旨

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）が令和７年１０月１日付けで施行されることにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）が一部改正されることに伴い、これを引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。

2 規定の整備

〇中央区事務手数料条例

条　項	変　更　内　容
別表(第５条の２関係) ２　福祉保健手数料 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）の部	・「第５条第１８項の規定に基づく計画相談支援の提供」 ↓ ・「第５条第１９項の規定に基づく計画相談支援の提供」

〇中央区立知的障害者生活支援施設条例

条　項	変　更　内　容
第３条第４号	・「法第５条第１３項に規定する就労移行支援に関すること。」 ↓ ・「法第５条第１４項に規定する就労移行支援に関すること。」

○中央区立知的障害者生活支援施設条例

条　項	変　更　内　容
第３条第５号	・「法第５条第１４項に規定する就労継続支援に関すること。」 ↓ ・「法第５条第１５項に規定する就労継続支援に関すること。」
第３条第６号	・「法第５条第１９項に規定する基本相談支援及び同条第１８項に規定する計画相談支援に関すること。」 ↓ ・「法第５条第２０項に規定する基本相談支援及び同条第１９項に規定する計画相談支援に関すること。」

○中央区立知的障害者グループホーム条例

条　項	変　更　内　容
第３条	・「グループホームは、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１７項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に関することを行う。」 ↓ ・「グループホームは、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１８項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に関することを行う。」

○中央区立福祉センター条例

条　項	変　更　内　容
第３条第３号	・「法第５条第２６項に規定する移動支援事業(車両の巡回による心身障害者の送迎支援に限る。)に関すること。」 ↓ ・「法第５条第２７項に規定する移動支援事業(車両の巡回による心身障害者の送迎支援に限る。)に関すること。」

○中央区立福祉センター条例

条　項	変　更　内　容
第３条第４号	・「法第５条第２７項に規定する地域活動支援センター(心身障害者を対象とする事業に係る部分に限る。)に関すること。」 ↓ ・「法第５条第２８項に規定する地域活動支援センター(心身障害者を対象とする事業に係る部分に限る。)に関すること。」
第３条第５号	・「法第５条第１４項に規定する就労継続支援に関すること。」 ↓ ・「法第５条第１５項に規定する就労継続支援に関すること。」
第３条第６号	・「法第５条第１９項に規定する基本相談支援及び同条第１８項に規定する計画相談支援に関すること。」 ↓ ・「法第５条第２０項に規定する基本相談支援及び同条第１９項に規定する計画相談支援に関すること。」

3 施行予定日

令和７年１０月１日